

新 J I C A の「新環境社会配慮ガイドライン(案)」、
「新異議申立手続要綱(案)」に関するパブリック・ヒアリング

日時：平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日 (水)

場所：J I C A 中部 なごや地球ひろば
2 階 セミナールーム B

【JICA 側出席者】

岡崎 克彦	JICA 審査部部長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
永井 進介	JICA 審査部環境社会配慮審査第二課

【一般参加の発言者】

西井 和裕	特定非営利活動法人名古屋 NGO センター理事長・政策提言委員長
山崎 真由美	特定非営利活動法人名古屋 NGO センター副理事長
清家 弘久	特定非営利活動法人名古屋 NGO センター常務理事・政策提言委員

午後 2 時 0 0 分 開会

開 会

○ J I C A (岡崎) 新 J I C Aにおける環境社会配慮ということで、これまで東京で意識者委員会を設けて議論をしまりました。一応、新 J I C Aとしての環境社会配慮のガイドラインのドラフトと異議申立手続の要綱のドラフトができ上がりまして、現在ホームページ上でご意見を頂戴しているところでございます。今日はそのドラフトの中身、内容についてご説明をさせていただきます、皆様からぜひ積極的なご意見をいただければと思います。ホームページ上にご意見をいただけるような形でサイトを設けてありますので、今日の説明に基づいてご意見、あるいはご批判、ご提言を賜りたいと思います。

今日、東京の J I C A本部の審査部から、私、審査部長の岡崎、それから、環境社会配慮第 1 課の課長をしております杉本、そして、第 2 課の担当の永井と、3 名が参りました。

皆様、それぞれ J I C Aとのお付き合いがこれまでであったかと思いますが、審査部という部署について簡単にご説明をさせていただきます。

この審査部という部署は、旧 J I C Aには組織としてなかった部門でございます。昨年の 1 0 月に国際協力銀行の海外経済協力業務が J I C Aに移管されて新 J I C Aが誕生したわけでございますが、その際、国際協力銀行から機能として移管されたセクションでございます。

具体的には、新JICAになりまして、円借款の貸付業務が新たに加わりました。それに伴いまして、まず、審査部の機能の第1でございますけれども、信用力審査ということをやっております。信用力審査というのは、具体的には円借款の貸付先の国の審査でございます。これまで、日本の経済協力の歴史の中で債務の削減ですとか、繰り延べといったようなことをやっておりました。今後、新たに円借款を供与していく際に、その円借款を供与する先、国が債務を返済できるかどうかというようなことを審査する部門が信用力審査課でございます。

今日のお話はその課のことではなくて、あと2つ、環境社会配慮審査1課、2課という課がございます。そちらが環境社会配慮の審査を行う際の指針になるものが今日ご説明をするガイドラインでございます。新JICAが行います旧国際協力銀行から引き継ぎました円借款の業務、それから、外務省から移管いたしました無償資金協力の業務、それから、従来からJICAがやっておりました技術協力の業務、これらの業務すべてを対象に開発途上国において行ういわゆる協力事業、これが環境や社会に与える影響を極力回避する、ないしは極小化する、そのための指針となるガイドラインでございます。

これは新JICAになって新たに設けたわけではございませんで、国際協力銀行の場合には2002年4月にガイドラインを設けまして、2003年10月から施行してまいりました。それから、JICAの場合には2004年4月に同じくガイドラインを設けて施行してまいりました。

いずれのガイドラインもそのガイドラインを制定してから5年以内に包括的な見直しを行って、その結果を踏まえて、必要があれば改定するということがガイドラインの中に設けられております。JBIC、国際協力銀行の場合には2003年10月から5年たった2008年10月、それから、JICAの場合も2009年4月ということで、ちょうどこの新JICAの誕生がそれぞれのガイドラインを見直すべき時期に来ていたタイミングでもあったということですが、新JICAにつきましては、それぞれの機関が持っておったガイドラインを1本にするという作業が伴ったわけでございます。それについてこれまで議論をしてまいりました。

そのガイドラインを1本にするということにつきましては、政策金融改革の見直しの中で国際協力銀行の海外経済協力業務、いわゆるODAの業務をJICAに移管するという中で、新時代のODA実施体制づくりの中で日本のガイドラインを一本化するようにということが外務省とJICA、JBICとの間で合意されておりました。

それを受けまして、2008年2月に学識経験者、NGO、産業界、そして、日本政府の関係者の皆様から成る各4名ずつの代表の方にお集まりいただきまして、これまで30回にわたって議論を重ねてまいりました。その成果を今日ご報告させていただくということでございます。

30回も議論をするというのは、この種の委員会としては非常に異例だと思うんですが、特にNGOの皆様からは実際にガイドラインを施行してどうだったのか、そのプロジェクトがうまくいったのかどうかと、そういったことのレビューをして、それを示すようにというようなご意見も頂戴いたしましたし、それから、何より、この後、杉本からご説明いたしますが、旧JBICのガイドラインとJICAのガイドラインで幾つか決定的に異なる部分がございます。その部分をどう反映させるかということが最大の議論となりました。

具体的には、旧JICAのガイドラインには、正式名称が「環境社会配慮審査会」というものを設けておりまして、要するにJICAが協力事業を行う際に第三者の意見を聞くと、そういうプロセスを入れておりました。それを新JICAとしてどうするかというのが一番議論のポイントになりました。

それから、もう一点は、5年近く施行してまいりましたので、国際的な議論の中でも環境社会配慮、特に社会配慮の分野で配慮すべきではないかという要素が非常に増えてまいりました。これをどこまで盛り込むかということで議論になりました。そういった点を今日はご説明をさせていただき、また、皆様と意見交換をさせていただきたいと思っております。

審査部、冒頭申し上げましたけれども、JICAが新しい仕事を開発途上国に対して経済協力という形で進めていく。これは各地域部ですとか、在外の事務所ですとか、あるいは課題部とか、言ってみれば、民間であれば営業推進に当たる部隊があるわけですが、審査部というのはそれに対して牽制をかける部隊、牽制機能を働かせなくてはいけない部隊でございまして、営業推進部隊が進めたいプロジェクトが環境や社会面でネガティブな影響があるのかないのか、ある場合にはどうそれを回避するのか、あるいは避けられないとして極小化するのかといったことを審査部門として独自に審査をしております。そういう機能の指針になる内容ということをご理解いただいた上で具体的な内容について、この後、杉本の方からご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○JICA（杉本） 審査部で担当課長をしています杉本でございます。今日はよろしく願いいたします。引き続きまして、ガイドラインの内容につきまして説明をさせていた

だこうと思います。

それに先立ちまして、このパワーポイントの資料でいきますと1枚目の裏になりますけれども、新しいJICAの中でそれぞれの相手国政府、日本政府、あと、新JICAが、それぞれがどのような役割を持って業務なり案件を進めていくのかというガイドラインのもとになる業務フローのところがございますので、簡単にご説明をさせていただこうと思います。

ある意味、これは旧JICAの持っていたオペレーション、旧JBICが持っていたオペレーション、これが縦の時間軸で合わさったようなところも多々ございますけれども、一番の特徴としましては、機能としまして案件形成から検討、採択し、実施に至るという、この業務の流れを1つにJICAが担っていけると。

この協力準備調査という名前の調査でございますが、ここで案件を形成していきまして、その案件の中身を審査、検討いたしまして、それについて日本政府の意思決定を踏まえて案件の採択を実施、ちょっとこちらは実施段階が抜けておりますけれども、実施をしていくという機能を垂直的に業務を統合した形でJICAが一手に担っていく、行っていくというところが1つの特徴と考えております。こういった業務の形態に合わせてガイドラインをどういうふうに一本化していくべきかという議論がなされております。

お手元の次のページの、スライドもごらんいただきつつ、内容をご紹介したいと思います。

まず、概要の冒頭でございますのは、環境社会配慮とは何かというところになっております。ここで定義と目的を書いておりますけれども、これは別に新ガイドラインになったからといって新しく入れ込んだアイデアではございませんで、現行のJICA、JBIC、それぞれのガイドラインでもほとんど共通に持っている内容でございます。

定義としては、いろいろな自然環境、汚染関係、あとは社会面、そういったものも含めまして、そういった影響にどう配慮していくかと。その配慮自体について環境社会配慮ということで定義をしておりまして、具体的なこのガイドラインの目的、社会配慮をする目的としましては、いかに個別のプロジェクトを実施していくに当たりましてその影響を、一番望ましいのは回避するという、それができなければ、どうやって最小化しようかということ、それを事業を行った後に適宜やっていくということではなくて、事業開始前にきちんと計画をして、こういったものの回避、最小化を図っていくかということになっております。それが具体的にはJICAがこういったことを決めていく前に、こういっ

たこと、こういったことをきちんとやって、それを情報公開するとか、そういった手続につながっていくということになっております。

望ましくない影響につきましては、従来から特に自然環境というのは80年代、90年代からいろいろと言われてきておりましたけれども、社会環境、こちらも自然環境と同様の重みを持って望ましくない影響ということで考えているということがこの2000年以降のガイドラインについての考え方の1つの特徴かというふうに思っております。

続きまして、このガイドラインの具体的な目的ということでは、JICAの責務と手続、JICAとして何をやる必要があるかということ及び相手国としてプロジェクトの検討をしていくに当たり何を求めていくか、その2つをガイドラインの中で具体的に示しております。その結果としまして、相手国等に適切な環境社会配慮の実施を促すということ、また、あと、必要に応じてJICAは相手国が行う環境社会配慮の支援、確認というものを行っていくという形になっております。

これを、具体的にガイドラインが実際にどのようなたてつけになっているかということを示しているのが次のスライドになっております。家のようなものが出ており、ここでこの家の母屋のようなところが2つ出ております。まず、ガイドラインを見ていただきますと、ちょっと途中でわかりにくいところではあるのですが、日本語版ですと23ページの真ん中以降、これ以降は別紙ということで、本文とは別のセクションのような形になっておりますけれども、いわゆる23ページの上半分まで、ここが母屋の右側の本文のところを示しております、いわばJICAとしてどういった考え方に沿って仕事を行うか、どういった手続に沿って仕事を行うかということを規定しております。

一方、この別紙1で書いておりますことがこの左側の部分に該当しております、対象プロジェクトではどういったことを考慮して検討がなされていなければいけないか、形成がなされていなければいけないか、そういったことを規定している内容になっております。

ですので、基本的にこの本文のところではJICAは何々しなければいけないというようなことが書いてありまして、この別紙1の内容の中では、プロジェクトを実施するに当たっては、プロジェクトを検討するに当たっては何をすることが望ましい、又はする必要があると、そのような形で書かれております。これを順に追って1つ例を考えてみますと、まず、途上国なりでプロジェクトを検討する際には、この別紙1に基づきまして、例えば道路なり橋なりの案件を検討したいという場合には、それを進めていく場合に環境社会配慮面についてはどういった点を具体的には注意するかということ、この別紙1の中を見

ながら、関係する箇所を充足するような形でその案件を形成、準備していくことが求められるということになっております。

そのような形で形成されました案件につきましては、JICAとして支援を決定する前にはその内容の確認審査をいたしますけれども、それを行う際の手続というものがこの本文にそれぞれ書かれている、一部スキーム別で書かれておりますけれども、それに該当する手順に従って作業をしていくと。それで、この本文の手続に従いながら、別紙1にあります内容を満たしているかどうかということを我々としては順を追って確認、検討していくと、そういったような全体のたてつけになっております。

基本方針というものがガイドラインの中で冒頭書かれております。ここで8つ書かせていただいておりますけれども、具体的な記載内容につきましては、ちょっとお手数ですが、ガイドラインの5ページをごらんいただきますと、ここに重要事項の1から7ということで書いてございます。

①につきましてはちょっとここにございませんが、その上の基本方針のところで大前提ということで、先ほどのスライドにも書かせていただいておりますけれども、1番重要な点としては、できるだけ影響が出ないような形で事業の検討を行うと。それに続きまして、この2以下にございます幅広い影響を配慮の対象とする。できるだけ早期段階からそういった配慮を始めるとともに、検討が終わったらそれで終わりというわけではなく、モニタリング段階まで配慮を行っていく。あとは検討を行っていく際にきちんと説明責任を果たしていく。その後、検討に際しましては、JICAだけ、内輪の関係者だけということではなく、その他のステークホルダーの参加も幅広く求めていく。積極的に情報公開を行い、JICAとしてもそういったことに対応できる体制を強化するということに努めていく。そういったいろいろと手続もありますけれども、それと並行してできるだけスムーズに業務を進めていくという迅速性にも配慮する。この8つが基本的な考え方といってよかろうというふうに思っております。

この中で、特に6の積極的に情報公開を行うということにつきましては、今回の委員会の中でもう一つ議論になった点の1つとして、具体的にどういったものが公開されていくことになるのかということにつきましては、後ほど内容をご紹介させていただこうというふうに思っております。

続きまして、適用対象がどうなっているかということですが、ここで①から⑤まで具体的なスキームが書かれておりますが、これは基本的にこれまでのJICAが対象に

していたもの及びJ B I Cのガイドラインで対象にしていたものが基本になっておりまして、あと、②の無償資金協力ということで、これまでは外務省が実施部分を担当しておりました部分、これが一部J I C Aに今回移管されたということで、そこも対象にするというような構成になっております。ですので、基本的には、これまでのものプラス新しくつけ加えた業務について対象にするということで考えております。

あと、これに加えて、先ほどちょっと簡単に触れさせていただいたところではありますけれども、このフローの中で新J I C Aの案件形成段階というところで協力準備調査というこのところが入っております。これはこれまでにはなかった機能でして、もちろん旧J I C Aのオペレーションの中では、いわゆるマスタープランやフィージビリティスタディーを実施する開発調査というスキームが存在しておりましたけれども、この協力準備調査というものは、いわばそれ自体が目的ということではありませんで、具体的に有償資金協力なり無償資金協力なり技術協力プロジェクトなりという実際の案件をつくるための、形成していくためのツールとしての調査という位置づけになっております。

ですので、これをガイドラインの対象とするかどうかということも実は委員会の中でいろいろと議論になっておりましたけれども、その結論としましては、ここにもございますように、協力準備調査についてもどのようにステークホルダー協議をやっていかなければならないかというような手続の規定をガイドラインの中で盛り込んでおります。

ただ、この協力準備調査そのものは、①ですとか②、それぞれのスキームの上流段階、準備段階に紐付くところですので、これを何か1つのスキームのような形で記述しているわけではないのですが、この協力準備調査をやる場合にはこういった手順でやっていくべしということはガイドラインの中で具体的な手続を定めております。ここは旧来、開発調査なりでいろいろとやっていた手順がありますので、基本的にはそういったものに基づいて何をやっていくべきかということの規定しているという内容になっております。

次に、1つ議論の焦点になりましたところが情報公開でございます。いろいろと議論がございましたが、この業務フローの横にある公開情報というところをごらんいただきますと、ここに出てくる点、一番最初にあるカテゴリー分類、この案件がどういった環境のインパクトを持つかという点の情報公開から始まり、その案件を検討するに際しての文書、あとは協力準備調査で案件を形成した場合にはその報告書といったものを案件の検討段階では公開をしていくということを決めております。

具体的には、この右側のところに書かせていただいておりますけれども、特にカテゴリ

一Aということで、環境社会に与える影響が大きいと想定される案件については、例えばここにありますように、協力準備調査の報告書なり、環境アセスメント報告書、住民移転計画等の文書、こういったものを入手するとともに、情報公開するという規定をされております。この辺は現行のガイドラインに比べますといずれも拡充されている点になっております。

あと、先ほどもご紹介させていただきました現行JICAガイドラインの環境社会配慮審査会ですが、これにつきましても、環境社会配慮助言委員会という名前で引き続き設置するということがガイドラインで規定されておまして、主にカテゴリーAの案件につき、この①、②、③にございますような関与をしていくということで規定をしています。1つ目が案件を準備していく段階、2つ目が案件についてレビューをする段階、3つ目がモニタリング、実際に実施段階を見ていく段階ということで、それらにつきましてこの委員会の関与をガイドラインの中で規定しております。

あと、個別の案件につきまして、どういった点について主に注意して確認の作業を行っていくのかというのがこれ以下の点でございます。

提出を求める書類ということでは、カテゴリーA、環境影響の大きい案件については環境アセスメント報告書の提出を求めるとともに、住民移転が大きいような案件につきましては住民移転計画、先住民が居住しているような地域で案件を行うような場合には先住民計画というものそれぞれ作って提出するということを求めております。特にこの先住民計画については今のガイドラインでは明記されておられませんので、今回のガイドラインで初めて具体的に明示をされているという形になっております。

特にこの社会環境系の内容につきましては、冒頭にご紹介させていただきましたとおり、今回、記載ぶりを現行ガイドラインに比べると充実させております。具体的にはこの下の段にございますように、世銀の持っているセーフガードポリシー、いわゆる世銀のガイドラインに基本的には同様な形で準備を行い、検討していくということが望ましいという形で規定しております。

具体的なポイントの中の最も特徴的なものとしましては、住民移転については可能な限り再取得費用に基づいて補償額を算定、それを移転前に支払いをするという点、先住民族につきましては、きちんと十分な情報を提供した上で自由な事前の協議を行って、きちんと合意形成を踏まえたものに基づいて案件を進めていくというところがポイントになっております。

まだ幾つかこの点については新しく盛り込んだ点がありまして、参照すべき国際基準としては、先ほどもありました世銀のセーフガードポリシーというものと大きな乖離がないということを確認していくこと、具体的に調査項目の中では、ここで下線を引いておりますけれども、労働環境という考え方を新たに調査項目の1つということで加えております。

また、生態系、生物相については、これまで項目としては出ておりますけれども、具体的にどういったことの配慮を確認していくのかということについて今回記載を追加しております。具体的な内容はこのスライドの中に書かせていただいております。

このあたりが今回のガイドラインの中でこれまでの既存のガイドラインに比べまして大きく追加なり、前進なりということで変わってきた点と言ってよろしいかと思っております。

次のスライドでございますが、これは実際に、ガイドラインの中で手続きどのような形で進められていくかということにつき、項目を抜き出して書かせていただいておりますが、この協力準備調査段階ということでは、ページで申し上げますとガイドライン案の14ページの冒頭以下、ここが具体的には該当する箇所になっております。

どのようなことを規定しているかという各ステップがここでは片括弧でそれぞれ書いてあることございまして、まず、調査、TORをつくる場合にどういったことを検討すべきかということが(1)の1)、2)、3)で書かれております。また、実際に調査を実施していく場合にどういった点に留意すべきかということが(2)の1)、2)、3)、以下7)までということ書かれております。

これについて具体的な内容は本文のほうに書かれておりますけれども、旧来のそれぞれのガイドラインにございますステークホルダー協議を実施するというような話ですとか、カテゴリーAにおいては特に十分留意して必要な内容の調査を行っていくという、現行のガイドラインに規定されているところは基本的に協力準備調査の進め方の中にも盛り込んでおりまして、過去のものとは比べて基本的には遜色ないレベルはまず最低限保とうということで内容を整理しております。

そういった形で準備されました案件をどのように内容を審査・確認すると共に、実施・モニタリングしていくかということ2番に書かせていただいております、それぞれ審査段階はこのガイドライン案ですと16ページ以降、実施段階につきましては18ページ以降にそれぞれ具体的な規定を書いております。

審査段階で特にカテゴリーごとにどこまで確認作業をやるかということが分かれており

ますので、ここでは一番詳細に確認を行う場合のカテゴリーAのケースについて項目を出させていただきます。環境アセスメント報告書を事前に提出する。必要な場合には住民移転等々の計画書についても出してもらう。これを一定期間情報公開する。必要な項目について検討を行いつつ、内容を確認していくと。基本的にこれらの点はこれまでの有償資金協力の案件審査に沿った形をベースにアクションを規定しております。

あと、3番で実施段階を書かせていただいております。

モニタリングにつきましては、ここにありますような形で具体的にJICAとしてどういったことを実施段階で確認していくのかということに記載しております。

ガイドラインの中で一番の核となる点、即ちJICA側の具体的な案件の検討に際してどういったアクションをとっていくのかというのがこの2枚のスライドで今ご紹介させていただきましたところですが、先ほど、冒頭にちょっと話が出ました別紙1というもののほかに幾つか実は別紙がついておりまして、この中ではこれまでのガイドラインに合った内容、これをそのまま引き継いでいるものが増えておりますけれども、例えばカテゴリーAの案件の場合にどういった内容の環境影響評価をやっていくべきかですとか、どういったセクターなりが影響の大きいものだとということで考えていくべきかということですか、実際、最初に案件の影響分類制度のもととなるスクリーニング情報、これの情報を集めていくための様式であるとか、そういったものをそれぞれ別紙の中で規定をしております。

ここまでが今回のガイドライン案の主なポイントでございますが、お配りいたしましたお手元の資料でガイドライン案に加えましてもう一つ、少し薄目の資料ですけれども、異議申立手続要綱案というものもございます。こちらもあわせて内容をご紹介させていただきます。ただこうというふうに思います。

これは現行のJICA、JBICのガイドラインそれぞれにございまして、目的は基本的に現行と同じでございます。ガイドラインの不遵守による被害について当該国の住民がJICAに対して異議申し立てを行うことができるという制度でございます。

この異議申し立てがなされた場合には、この手続要綱の中で異議申立審査役というものが規定されております。これはいろいろと案件を実施していく等々の部署とは利害を持たない形で理事長の直属になるということで規定をしておりますけれども、この審査役がその申し立てに関する調査を行いまして、解決に向けた関係者の対応というものを促していくと、そういったようなつくりになっております。ここで審査役は裁判官のような形にな

るのではなく、この解決に向けた場を提供して、話し合いを通じて解決を図っていくという考え方になっているところが1つのポイントでございます。

この制度の概要の続きでございますが、対象の案件としては当然ガイドラインに関する異議申し立てということなので、新しいガイドラインの適用対象案件、これをすべて対象というふうにしております。

適用の期間につきましては、ガイドラインで対象になっているものが協力準備調査から案件の実施、それが完了しというプロジェクトサイクルの基本的にはすべてにわたっておりますので、この異議申し立てにつきましても、案件の検討開始から案件が終了するまでというものを基本にしております。括弧にもありますように、協力準備調査につきましても対象になっておりますし、一応、モニタリング段階につきましても完成後2年なり、3年なりということで、実施後のモニタリング情報の提供を求めている場合がありますので、そういった場合につきましても一部対象にするということで規定をしています。

また、その情報の公開につきましては、ここにもありますように、異議申立人の意見書ですとか、審査役の報告書、それに対する事業担当部署の意見、こういったものをプロセスの中でつくっていくことになっておりますけれども、そういったものは基本的にもうオープンにするということで、そのプロセスとアウトプット、それを公開してプロセスを進めていくというのを原則にしております。

こういった形でガイドラインを一本化するに際しまして、それぞれのガイドラインが持っておりました異議申立手続要綱、これもあわせて一本化すると。その内容につきましては、両者のカバーしていたところを基本にカバーする形で合わせて統合するという考え方で全体を再生しております。これが今回の新しく案を作成しました異議申立手続案の概要になっております。

続いて、ガイドラインを新しく改定していく、統合していくという中で、どのように今後取り組みがなされていくだろうかという点について、ご紹介させていただこうと思っておりますけれども、1つは、先ほどもご説明させていただきましたとおり、協力準備調査という案件を形成、準備していくための新しいスキームができました。これをいろいろと活用しまして、案件の形成段階からの環境社会配慮にJICAとしても関与していくということを既に統合以降順次行ってきております。

ガイドラインにも、また、このスライドの最初のほうにもございましたが、あくまでも環境社会配慮の主体は相手国政府であるということはもちろんでして、それを全部JIC

Aのほうで肩がわりしてあげようとか、決してそういうことではないのですけれども、ただ、一方で、これは世の中の流れもあると思いますけれども、環境面、社会面についていろいろときちんと配慮をしていかなければいけないというところに関するリクワイアメントというのは日々高まっているということで、これを上流段階できちんと準備をして、実施段階でさまざまな問題が出てくるのを未然に防ぐというところでこの案件の形成段階にJICAとして持っているツールを使って関与し、リスクを未然に封じ込めていくと、そういったことを取り組んでいこうと。それが上の段で書かせていただいている点でございます。

そういった形で対応していくということのある意味対極といいますか、別なサイドからの取り組みになるかなということを考えておりますのが2つ目の点になっておりまして、これはある意味中長期的な話だとは思っておりますけれども、ガイドライン、ガイドラインということで見ていくだけではなく、長期的な観点から、案件を実施する受け入れ国なりのほうできちんとそういった対応をしていけるような技術力、レベルの底上げというものを一方ではやっていく必要があるだろうということも考えておりまして、技術協力プロジェクトですとか、あとは各センターで行ってございました研修事業等々によりまして、相手国の制度改善、あと、実施力の強化、そういったキャパシティーディベロップメント、キャパシティービルディング、こういったものを並行して進めていこうということでも取り組んできております。ですので、あるサイドからはきちんと配慮をしていくということにできるだけ積極的に関与をしていく。もう一面からは全体の関係者のレベルアップ、底上げというものを図っていくと。この両面からのレベルアップでもって個別のプロジェクトを実施していく際の環境社会配慮というものを十分に行っていこうということを考えている次第でございます。

最後に、今、パブリックコメントに係っておりますガイドラインの制定の今後の予定を簡単にご紹介させていただこうと思います。

ご案内のとおり、有識者委員会での議論を踏まえたガイドライン案と異議申立手続要綱案、これがお手元に今ございます案になっておりますが、このパブリックコメントを現在募集しております。和文と、あと、海外向けに英文でも作成して、英文のホームページに掲載しております。募集期間は10月23日から12月6日の45日間を募集期間としております。コメントをいただいた後、それについての対応を検討し、ガイドライン策定の有識者委員会で最終的に案文としてどのような形で対応なりを行っていくかということ

今後最終的に確認していくという予定にしております。

ガイドラインに関します説明は私からは以上でございます。

○JICA（岡崎） ガイドライン本文を、これは文章も長うございますし、資料自体も大部にわたりますので、それぞれの文言に基づく説明というのは今日は省きましたけれども、内容のポイントはただいまご説明をさせていただいたとおりでございます。

今日は、ここで議論をして、何かこの文言をこの場で変えろとか、そういうことが目的ではございませんで、この内容を私どもから紹介をして、ぜひパブリックコメントに対して皆様からのご意見をいただきたいということが目的ではございますけれども、この機会に、ただいまの説明に対してでも結構ですし、日ごろ皆様がご関心の点でこういった点はどうなったのかというようなことも含めて、ご質問やご意見をいただくことをこの後の時間に当てたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○一般参加者（西井） 説明ありがとうございました。名古屋NGOセンターの西井です。

環境社会配慮の手続に関して二、三ご質問をさせていただきたいと思いますが、この14ページなんですけれども、3の1、協力準備調査というところで、3の1の2でプロジェクト形成の部分ですね。随分上位というか、早い段階から情報公開を行って、住民の意見を聞いていくということに対してJICAが取り組んでいこうということがここに書かれていまして、非常にいいことだなというふうに思っております。

ここに2段階分かれるわけですが、調査実施決定からTOR作成までと、それから、フィージビリティ調査の実施というところに分かれていますけれども、このJICAが取り組むべきことと、それから、現地政府がやるべきことというのがあると思うんですけれども、現地政府がほんとうに早い段階からちゃんと情報公開を行って、住民の意見をどう聞くかということが非常に重要だというふうに思いますが、調査決定からTOR作成までというところに関しては、JICAはこういうふうにするというようなことが3項目にわたって書かれているわけですね。カテゴリー分類を行うとか、その情報をウェブサイトで公開するとかがあります。次のフィージビリティ調査の実施に関しても、JICAのやるべきことと同時に、相手国政府のことについても書かれています。問題はより上位の、上流の部分でどういうふうに相手国政府が行動するかだと思うんですけれども、この調査実施決定からTOR作成までというところで相手国政府というのがどういうふうに情報公開とか関与をするのかというのがちょっと見えにくいのですが、この部分で相手国政府のやるべきことというのを、例えば住民との対話とか、そういったものがある

のではないかという気もしますけれども、その辺についてはいかがなものなのでしょうか。

○JICA（杉本） ご質問ありがとうございます。

ただいまご指摘いただきました点につきましては、基本的に調査を実施していく、この調査の内容を検討するところで基本的に実際の調査の中でどのようなポイントで情報公開を行うか、どのようなポイントで住民と関係者で協議を行うか、こういった人を対象にしていこうかと、そういった大枠を検討しまして、実際調査の中でそれを実施していくというような形になってくるだろうということを想定しております。ですので、より早い段階から相手国政府が情報公開をしていくということの重要性は十分認識しておりまして、そういったことを担保するということが調査の枠組みをどう決めていくか、その点がこの調査実施決定からTOR作成までの中で実際には相手国政府とJICA及び調査団の中で検討されていくということになってくるだろうというふうに思っております。

あとはJICAが実際に行うことでもありますけれども、案件についての情報公開、特に2のところでもカテゴリ分類を出していくということですが、これは和文のみならず、ウェブサイトベースではありますけれども、英文で提供していきますので、こういった案件についてその国の政府が取り組んでいくかという関心を持っているか、JICAとしてはそれを支援していくかということは情報公開をしていきまして、それについて具体的に調査の中で必要な情報を提供しつつ、ステークホルダーミーティング等々をやっていくということについては、主体はここでは基本的には相手国がやりますけれども、技術的な点及びどういった点をガイドラインとの関係で配慮していくべきかということはJICA及び調査団のほうから支援する。時には、支援と言いつつではありますけれども、こういうふうやっていくべきだというようなサジェスションみたいなものも実際にはしつつ進めていくという形になるかと思っております。ですので、そういった具体的な内容の枠組みをこのTOR作成のところまでで実際には固めてという形になっていくだろうということを考えております。

○一般参加者（西井） そうすると、調査の実施を決定した段階なので相手国政府としてもまだ不確定な段階だから、住民との対話とか、デリケートな部分がありますので、相手国政府としてはまだそこまでの情報公開なり住民との対話なりには踏み込まなくても、特にこの調査実施決定からTOR作成までというこの段階においては流れとしては進んでいくというふうなことになるのでしょうか。

○JICA（杉本） 基本的にはそのように考えております。ただ、この4以降の実際に

調査をやっていく中ではきちんとそういったことを担保してということで規定をしております。これはそういうことになりますね。

○一般参加者（山崎） 関連してなんですけど、会議録で現地側の公開協議というのをガイドラインの中に規定すべしという意見があったと思うんですけども、それはそのようになっているんでしょうかというのが1つと、それから、あと、影響を受けるであろう住民の参加を得て立案なり対策なりを講じて、合意の上で、あと、モニタリングも現地側、住民が参加できるようにということが語られていたと思うんですね。そこがきっちりなされていれば、この異議申し立てのところをこれほどまでに詳しく書かなくても未然に予防できる。起こる前のところの手当てをどれだけしているかということだと思うんです。それがどこまで規定されているかということが話されていて、それはガイドラインに盛り込まれるべきというふうな話し合いになっていたかと思うんですけども。

○JICA（杉本） どうもありがとうございます。

今ご指摘いただきました点、まず、JICAの行うべきアクションということで、10ページの2.4というところをごらんいただきますと、現地ステークホルダーとの協議というものが書かれております。ここでは必要なタイミングに応じまして、JICAが相手国を支援しながら必要なステークホルダーとの協議を行っていくということを規定しております。この6.にありますように、現地ステークホルダーとの協議を行った場合には協議記録を作成するようJICAは相手国等に働きかけるということを規定しております。

それとの関連でまいりますと、実際に案件を準備していく視点からはどうなのかということですが、これは27ページをごらんいただくと、別紙の2というものがございます。ここではカテゴリーAに必要な環境アセスメント報告書というものがございますけれども、28ページの一番下のところをごらんいただきますと、協議会の記録を基本的には盛り込んでいくということが規定されておまして、JICAがその案件に関する環境社会配慮上のいろんなドキュメントを確認していく場合にはこういったものもきちんと作成され、盛り込まれているか、その内容がどのようなものであるのかというところもあわせて確認をしていくということを規定しております。

今は環境アセスメント報告書について申し上げましたけれども、住民移転ですとか、少数民族、先住民族に関する場合も同様の形になっておまして、具体的には世銀のOP4.10、4.12という世銀のセーフガード政策、ガイドラインに沿った形でこれらの計画を準備していくことが望ましいというふうに規定されておりますが、その中でも同じよう

にきちんと会議録を作成し、計画の中に盛り込んでいくということを書いておりますので、必要な環境社会配慮上の確認をしていく場合にはどのような話がなされて、そこへ出たものをどのように取り込んでいったのかという確認を必ずしていくことを求めています。

○ J I C A (岡崎) ガイドライン本文と異議申立手続要綱との関係ですが、山崎さんがおっしゃるとおり、J I C Aがガイドラインに基づいてきちんと環境社会配慮の確認を行う、相手国が環境社会配慮をして、それをJ I C Aが確認すれば問題は起きないはずですが、やはりそれは立場、立場がございまして、現地で相手国の政府が例えばこのプロジェクトを進めていくことを決定したとしても、実際にそこに住まれている方がそのプロジェクトに反対をする場合もございまして、それから、プロジェクトによって被害を受けるかもしれない。そういう方々がJ I C Aがガイドラインに基づいて仕事をしているのかどうか、その確認を求める手段というのを異議申立手続で設けているということもございまして。

これはJ B I C、J I C Aが現在のガイドラインを設けるときに、2国間の機関としては当時ほとんど他国に例のないシステムとして導入されまして、今ではほかにも例がございまして。国際機関ですと、世界銀行ですとか、アジア開発銀行といったようなところは同じようなメカニズムを既に持っておりまして、例えば世界銀行の例ですと、この異議申立内容を審査する方が途上国を回って、このシステムを説明して回って、何か困ったことや世銀のプロジェクトで被害を受けていることがあればどうぞ自分たちに訴えてください、そういう訴えが世界銀行のオペレーションをよくしていくんですというようなことを説明して回っているようなこともされていらっしゃいます。

J B I CあるいはJ I C Aでこの異議申立手続が導入されまして、J I C Aでは異議申立の実例はございませんでした。それから、J B I Cでは1件だけございました。ただ、これはちょっと筋違いの訴えみたいなのところがあって、実際の審議には入らなかったんですけれども、ケースとしては1件ありました。

今後は新しいガイドラインに基づいてJ I C Aがきちんと業務をしているかどうか、ガイドラインが遵守されているかどうかということをお我々が遵守していますと言ってみても、立場の違う方から見れば、いや、これはJ I C Aの仕事のやり方はガイドラインに基づくところがきちんと手続としてとられていないじゃないかということがあり得るわけがございまして、その場合に当事者間での協議で問題が解決されればそれに越したことはないん

ですが、なかなか意見の一致を見ない、あるいは差し迫った問題があるからもう直接異議申立人に訴えたいというようなケースがあり得ますので、そのための手段としてこの異議申立手続を設けているというようにご理解いただければと思います。

○一般参加者（山崎） その点は理解いたしますが、それを避ける意味でも、始めるときがもっと大切というところを踏まえてガイドラインが作成されているかどうかということで、踏まえるということは、今までは国と国との間のことなのでトップダウンで来たものを住民の実際に被害をこうむる、あるいは裨益する人たちが中に入って一緒に立案し、どのような影響が出るかということもあわせて、お互い合意の上で進めるということがきちりされているということがまず重要であるということ踏まえてつくられているということですね。その点に関して、会議では日本語の環境アセスメント報告書だけでなく、英文でも作成する必要があるんじゃないかというふうに言われておりましたけれども、その点もこのガイドラインの中に明確にされているのでしょうか。

○JICA（岡崎） 山崎さんからご指摘されている点、正直、ガイドラインを、わかりやすく言うと、魂を入れればそんな問題は起きないではないかと、それは全くおっしゃるとおりで、我々もそのように仕事をしていかななくてはいけないというのは、これはもう当然のことでございます。今、最後にご指摘のあった環境アセスメント報告書、EIAと言っておりますけれども、これはJICAが協力準備調査の段階で相手国がつくるEIAの作成のお手伝いをすることはあります。しかし、通常、EIAはだれがつくるかといえば、これはあくまでも相手国がつくるものです。したがって、EIAというのは原則として現地語もしくは英語で作成されます。それを我々は審査の一番の材料として中身をチェックいたします。EIAは日本でも公開をいたしますし、それから、途上国、相手国の側でも公開をお願いします。ですから、日本語で作成されるということは基本的にございません。

○一般参加者（山崎） それが論点になっていたんですか。

○JICA（岡崎） 委員会の中で議論になったのは、これは国際機関なんかでもよく議論になるんですけども、我々が審査をするときに、実際に例えば途上国で現地語でEIAが作られていると。そうすると、その現地語、例えばアフリカのフランス語圏でフランス語できていますというケース。そうすると、我々の方でフランス語ができる人間が中身を全部読めればそれは問題ないんですけども、フランス語でたまたま担当者が理解できないような場合もありますし、それから、テクニカル単語なんか分からないような場合もありますので、それは通常は英語で作成をしていただけませんかということをお願い

する場合もあります。

ただ、そうすると、翻訳されたものの取り扱いというのが、要するに本来作成されたものと実際に我々が環境レビューで取り扱うものが翻訳を介したものになりますと、翻訳されて我々が審査で見ているものとフランス語のものがほんとうに同じ内容なのかどうかと、内容が。それをだれが責任をとれるのかというような問題があって、委員会の場では、そうはいつでも、JICAが審査に使ったものは公開すべきだと。それに対して、議論の中では、我々は確かに翻訳版を使って審査をするけれども、それは翻訳業者の手を介したもののなので、それを公開するのは当初否定的でございました。結論としては、相手国がその内容を確認すれば、それも合わせて公開をしていいということにいたしました。よろしいでしょうか。

○一般参加者（清家） まず、5ページにあるJICAのいわゆる重要事項ですよ、ガイドラインに関する。そこで、旧にあった3つ目の協力事業完了移行におけるフォローアップを行うという項目がなぜ今度は削られているのかということですね。フォローアップ、必要だと思うんですが、それをどういうふうになっているのかということ。

それから、その下のJICAの責務に関して、前は10項目にわたってJICAの責務がだ一つと書かれているにもかかわらず、今度は1つだけというか、一体これはどこでフォローされているのかということ、なぜ削られたんでしょうかということと、それから、同じ6ページの相手国政府に求める要件で3つ目と4つ目がなくなってしまっている。これもどうして削除されているのかということをお聞きしたいんです。

○JICA（杉本） 今ご質問いただきました点、順を追って回答させていただきます。

まず、最初にありましたフォローアップの件ですけれども、これはJICAのガイドラインにありましたフォローアップといいますのは、例えばFSマスタープラン等の開発調査を行いました場合に、その調査結果がその後どのように、例えば事業化に結びついていくかいないかですとか、結びついていけば、どのようにこの環境社会配慮面が考慮された上で結びついていくかといった調査は調査のところでもう事業として終わってしまいますので、それがその後どのように使われたかということを追いかけるという意味でのフォローアップという内容で限定して使っておったという経緯がございます。

ただ、今回、新しいJICAになりまして、案件の形成段階も業務の1つとして入ってございますし、その後、実際にその案件の準備の結果を使って、無償であったり有償であったりという事業を実施していくと、そこまで一貫して入っていきますので、ある意味、

開発調査をやったその結果がどうなるかということフォローすると。それは旧 J I C A ではないほかの機関がやるのでフォローアップするということであったんですが、一貫して新しい J I C A の中でそれについて取り組んでいくということで、ある意味、発展的に解消されたという考え方で今回この中からは削除されているという形になっております。

○ J I C A (岡崎) フォローアップという言葉、これは一般用語ではなくて、今の J I C A のガイドラインではフォローアップという言葉には定義があります。これは 4 ページの 14 にフォローアップとは何かということが書いてありまして、環境社会配慮調査の結果、相手国政府の事業実施の意思決定に反映されていることを確認することをいいます。

例えば円借款の事例を考えていただければわかりやすいんですが、旧 J I C A では技術協力として調査しましたと。そこで J I C A の仕事は終わりなんですね。円借款に結びつくか、結びつかないか、あるいは世銀の案件になるか、アジア開発銀行の案件になるか、これはもう J I C A としては手の届かないところにあります。ただ、J I C A がやった開発調査の結果としての環境社会配慮、こういった環境社会配慮をしてくださいということは、調査をした以上は J I C A としてフォローアップしていきましょうという意味でのフォローアップなんです。

今度は新 J I C A になりまして、旧 J I C A で言っていた協力事業が完了した後も J I C A はそれを有償資金協力と無償資金協力で自ら行いますので、旧 J I C A で言っていたフォローアップすべき先というのはもう J I C A 自身になってしまうんですね。したがって、具体的なフォローアップという言葉は書かれていませんけれども、協力準備調査が終わって以降、無償資金協力なり有償資金協力として取り上げることについての手続がすべて書いてあるので、ここでフォローアップという言葉をもう使わなくなったということなんです。

○一般参加者(清家) ただ、こっちの 14 番でフォローアップとは開発計画調査技術協力における環境社会配慮調査の結果が反映されていることを確認するというふうになっています。だから、プロジェクトが終わった後もそれが反映されたかどうかという、それもフォローアップじゃないんでしょうか。

○ J I C A (岡崎) それもフォローアップです。それは旧 J I C A が行うべきフォローアップとして使っていた言葉です。あくまでもガイドラインの上ではですね。ですけれども、それは今度、調査というのはあくまでもレポートの段階ですよ。そのレポートを踏まえて相手国がどうするかということについて、新 J I C A としてはそれをもう本体事業

として取り上げますから、その本体事業の支援の過程で広い意味ではやっていくことがすべてフォローアップになるわけですね。すなわち、JICAが協力準備調査としてやって提言したことを本体で取り上げるときにチェックしていくわけです。ですから、それはもう事実上のフォローアップになるわけです。さらに、それはむしろフォローアップという言葉一言で済まされずに、本体で取り上げる場合には、本体で取り上げる内容に応じて、あるいはそのプロジェクトのカテゴリー分類に応じて事細かに定義をしてありますので、フォローアップという言葉は残っていませんが、それはJICA自らが行う事業として細かく規定してあるということなんです。ですから、わかりやすい言葉としてのフォローアップというのは、旧JICAのガイドラインで使っていたフォローアップという言葉は残っていませんが、新JICAとしてはそれはすべて本体を取り上げていく際にチェックをしていくということなんです。

○一般参加者（清家） それはJICAさんの内部ではわかるんですけど、ある意味でそれが住民の人たちにとってとか、また、いわゆる日本の市民の人たちに対しての説明も含めた新ガイドラインであるならば、やっぱりそのフォローアップという言葉は残っていたほうが、私たちにとっては仕事の中でチェックはされていて、それが当然なるんだということはあるんですけど、重要事項から外されているということがちょっと不思議だなという感じがします。

○JICA（岡崎） 申しわけありません、付け加えさせていただきますが、旧ガイドラインで言っていたフォローアップ、重要事項の原則に入っていないということはまさにそのとおりですが、一方で、じゃ、JICAとしてもともと調査をやった結果や提言がどうなったかということに関して確認をしていくという意味でのフォローアップというのは、23ページのガイドラインのドラフトですが、23ページの部分に3の4の5、フォローアップとして書いてあります。

○JICA（杉本） あと、先ほど申し上げました具体的な本体の事業の中でどのような対応を行っていくかということにつきましては、18ページをごらんいただきますと、モニタリング及びモニタリング結果の確認というところがございます。この中では後半の7番あたりをごらんいただきますと、情報公開を行っていくということもあわせて規定しております。

○一般参加者（清家） わかりました。

その後のJICA責務のところをお願いします。

○JICA（杉本） このJICAの責務の点に関しましては、各業務のステップにおいてどのようなことをやっていくか、これは理念の内容と申しますよりは、具体的にどういったことを確認していくかということが第1章で書かれている形になっておりまして、ある意味、第2章や第3章に記載のあるJICAとしては何をやっていくべきかという手続きの内容とかなり重なっている点があるのではないかとこの点が有識者委員会での議論の中に出てきまして、全体を見直した形、結果として、ここを削除したといいますよりは、後段で繰り返すような形で出てくるため、そちらで読んでいけるだろうということで内容を整理していったというところがございます。

この中で実際に書かれておりますのは、現行のJICAのガイドライン、もしくは旧JICAのオペレーションを踏まえて、前段は開発調査、FSですとか、マスタープランを行っていく場合にどのような形でやっていくか。その中で相手国をサポートしていくに応じて必要な場合にはどんなことをやっていくかということが具体的に書かれておりますが、このあたりの手続きは、先ほどちょっとご紹介させていただきました協力準備調査を行っていく上でどのようなJICAは手続きを行い、相手国をどのようにステークホルダーミーティング等々で支援しというところでも書かれておりますし、旧来の開発調査が一部スコープを絞られた形で、開発計画調査型技術協力というような形で少し残って、案件数はかなり少ないんですが、残っておりますけれども、その中でも同じような形でステップごとに何をやっていく、何をやっていくということを規定しておりますので、もう個別の手続の中でこういったことを配慮していくということを読んでいくのだと。

この1の理念として整理されているところは、あくまでも抽象的な記述というところとあれかもしれませんけれども、そういったものに内容を絞りまして、具体的なものは後段に合わせていくということでここを見直して整理した結果でございます。ですので、ここに書いてある事項については、内容的に関係ないとか、特に不要になったということではありません。

○一般参加者（清家） ただ、項目としてJICAの責務として挙げていて、前は10個もあったのに、それに応じて2と3に従って行うというふうに書いてあるのは、何か責任を回避しているように見えちゃうんですね。だから、書きぶりとしてはあまりよくない。それだったら、JICAの責務というのをはっきり取っちゃってというか、何か書きぶりの工夫が必要なんじゃないかなと思うんですけれども。

○一般参加者（山崎） 責務のほうが重要ですよ。

○一般参加者（清家）　　と思うんですけどね。その中に入り込んでいるとはいいつつもということですが。

○JICA（岡崎）　　議論の中では、繰り返し書かれていることはなるべく集約しようという意見もあって、特に新JICAになって、調査の段階から本体事業まで取り上げる部分においてはより細かく書かれるわけで、それをまた敢えて言葉を重ねる必要はないのではないかということで、ドラフトの段階ではこうなっています。

○一般参加者（清家）　　ただ、これはわりと早目に出てきますよね、ガイドラインを見ていく中で。そうすると、後でそれが出てくるのかもしれないんですが、やっぱり見出しとしては重要項目、それから、責務というのは最初の項目としてはあるべき姿で、私たちはこういう姿勢でやっていきますということがあって、そして、いわゆる個別の内容に当たってはこうこうこうしていきますという枝になっていくんでしょうから、やっぱり幹の部分ではっきりとそれを出しておいたほうがJICAさんにとってはいいんじゃないかなと。何か後退したような雰囲気になっちゃうんですよね。前、これ、ガイドラインをつくったときに西井さんたちもいて、一緒にやったということだったんですけども、それを合わせたときに今度は何か後退しちゃったような印象になるのはまずいなというふうに。

○JICA（岡崎）　　ご意見としてはわかります。ただ、今まで調査だけ、要するに協力準備調査だけをやっていたJICAと業務が新JICAになって格段に広がりました。そうすると、ここに書いてあることは確かに重要だけれども、すべてこの後に具体的に細かく書かれる部分なので、それを書くのであれば、後ろの方ですべてそれぞれの手続に沿ってより詳しく書いた方がいいという判断なんですね。ですから、頭から読んでいって、その部分が割かれて、その後細かく書かれていて、要するに精神の部分が抜けているような印象を与えるということなのかもしれませんが、これは我々からすると実務をやる上での指針になりますので、気持ちの部分が書いてあっても、実際に審査をする上で使うわけですよ、これを。ですから、そうすると、より細かく具体的に書かれていることに基づいてチェックをしていきますので、それが後ろの方により具体的な実務に即した形で書いてあるのであれば、前の部分で同じことであれば、そこはいたずらにガイドラインの本文の分量が増えるだけなので削除しているという判断もございました。

○一般参加者（清家）　　何か魂が抜けているような感じを受けます。

○JICA（杉本）　　最後にご指摘いただきました相手国政府に求める要件の3と4、これも環境影響評価文書の、いわゆるEIAについて書いてある文書になっていますけれど

も、これも別紙2のところでカテゴリAに求めるE I A文書というところに基本的には要件として入っているということで、ここからは落としているといえますか、後段2項を含めて考えると。ある意味、1、2という内容と3、4というものにつきまして、同じ相手に求める要件ということではあるのですが、1と2が環境社会配慮調査の結果を十分考慮することを求めるですとか、ある程度高いレベルの話をしているのに対して、3と4で環境影響評価なり、この文書についてはということで、かなり個別具体的な話になってしまっていると。このため、1、2と3、4でかなり物事を話しているレベル感というものに差がありますねというところが具体的な文案検討の中で話が出まして、3、4は後ろにある別紙の中のものと同様ではないか、別紙に記載があるので、漏れがないようにそれをちゃんとそちらに含めるという形で整理できるのではないかという話で、ここも3と4はこの中では記載がないという形になっております。

○一般参加者（清家） これは、いわゆるほとんど1号案件に関してのものになるんですよね、つまりこのガイドラインというものは。他の案件に関してはほとんど1号案件に関してやっていくという。

○J I C A（岡崎） 1号案件というのは、これから要請がある新規の案件という意味であればそうです。

○一般参加者（清家） そうですよね。例えばそういうNGOと一緒にやっている草の根案件みたいなものに関しては、こういうものは入れ込まないということですか。

○J I C A（杉本） 適用対象はあくまでも、スライドですと最初のほうにありましたところになりまして、技協の関係ではこの④の開発計画調査型技術協力と⑤の技術協力プロジェクトということになりますので、これ以外の草の根ですとか、そういったものはガイドラインの適用対象外になっています。これは現行のJ I C Aガイドラインでも適用対象外ということで、基本的にそこはそのまま対象はスライドしているという形になっております。

○一般参加者（山崎） いろいろ知らないのですが直接何かを突いた質問ではないんですけども、理解を深めるために、さっきの環境影響報告書、現地側がつくるということですが、日本での環境に対する関心の高まりとか、環境に対してはわりと厳しく規制していますよね。そういう日本の常識、ここまではすべきと思っていることと、現地側のとてもざっくりとしたところとかかわる姿勢とか見方が違うと思うんですけども、緩やかに上がってきたものに対してちょっとこれではみたいなギャップがあるんじゃないかと思うんですけ

ど、その辺はどのようにされているのでしょうか。

○JICA（岡崎） 実際にギャップはございます。従来のJBIC、JICAのガイドラインでは、ギャップがあつたとしても最低限相手国の基準を満たしていればいいというのがスタンスでした。ただし、その基準に対して、例えば国際機関が課している基準は何なんだ、そこにギャップがある場合には、なぜそのギャップがあるのか、途上国によってはそのギャップを途上国の基準よりも高めている、例えば世銀から資金を得るために、途上国の基準はこのぐらいのレベルだけれども、世銀から資金を得るためにその基準を上げましょうという場合もあります。それから、それでも上げない場合もあります。上げない場合も、例えば人がだれもいないようなところで実際にその基準を高めたところで実害がないという場合にはそのままやる場合もあるんです。

我々、今回のガイドラインを作るに当たっては、途上国側の基準だけではだめだというふうにしました。ただし、じゃ、どこまでやったらいいのかということに関しては、これはなかなか日本の基準でやってくださいというのも、途上国からしてみると、資金を、もちろん協力が得られるからといっても、なぜ日本の基準をそのまま使わなくちゃいけないのか、日本の基準だって必ずしも理解されていない部分もありますので、そこで我々が今回のガイドラインの改定で取り入れたのが世界銀行の基準を使いましょうということで、途上国から見れば世界銀行の基準というのが一応最もワールドスタンダードといえますか、取り入れられていますので、ドナーから支援を受ける、その際に世銀から支援を受けるプロジェクトで世銀が課している基準の部分については、それがきちんと守られているかどうかということを確認するということがガイドラインを書き改めています。ただ、我々はあくまでもJICAであって、世界銀行ではありませんので、世界銀行の基準を参考に、極力世界銀行が課している基準を遵守してもらおうと。具体的には大きな乖離がないことを確認するという書き方になっています。これは何も世界銀行の基準を参考にするという程度のことではなくて、なぜそういう書き方をしたかという、やはり世界銀行の基準というのが一応最も途上国側から見るとなじみがある国際基準ですが、実際にその基準が満たされているかどうかということを確認する上で、JICAとしてこれが世界銀行の基準にマッチするかどうかというのは責任を持って判断ができない部分があるので、その大きな乖離がないことを確認するという書き方に改めました。

○一般参加者（山崎） となると、JICAの基準というのはつくらないんですか。あくまでも借り物を基準にして。

○JICA（岡崎） 借り物という言葉ではなくて、要するに開発途上国が国際機関や先進国から資金を得て、プロジェクトを進める上で最も一般的に取り入れられている基準ということでご理解いただきたいと思います。

○一般参加者（山崎） じゃ、日本だけじゃなくて、ほかの先進国も。

○JICA（岡崎） そうです。ですから、世界銀行の基準というのが一応開発協力の世界では一番途上国側から見てなじみがある基準ということで、我々もそれを参考にしています。例えばEIAの作成についても、世界銀行の基準から見ると、世界銀行から資金を得るためにはこういうEIAを作りなさいと、こういうEIAじゃなくちゃだめですよというスタンダードを示しているんですね。それを我々も実は採用してまして、円借款、あるいは無償資金協力、日本からの資金協力が得たいのであればこの程度のEIAは作ってくださいと。それが作れないのであれば一緒に技術協力でお手伝いしますと。そして、それが将来資金協力をを行う上で審査するに足るレベルの環境影響報告書になるように支援をするということもやっているわけです。

○一般参加者（山崎） NGOにいますととても草の根レベルの付き合いなんですけれども、そのレベルにおいても書類はつくっても中身が現実と違っていたり、汚職関連の、みんな知っているけれども、口に出さないという別の問題もそこにあるとすると、上がってくる報告書で手続上は進んでいても実際はここが危ない、ここが危ないというのが見えてくる。それをガイドラインなり、いろんなもので抑止していくということだと思んですけども、あくまでも現地側のことなので、現地側が出したものをベースにしてつくっていくことのとても危うさがありますよね。

○JICA（岡崎） 今のご指摘の点は、繰り返しになりますが、少なくとも日本から公的な資金協力を得るために必要な、あるいはそれに堪え得るレベルの準備をしていただくということが大前提になります。そのためのお手伝いもします。ただし、今まさに山崎さんがおっしゃったとおり、それは書類上の話じゃないかと。実際に実施段階に移っていったらほんとうにそれが守られるのかどうかという、もう一つの問題があるわけですね。それは今日の説明の中で申し上げましたけれども、我々からすると、審査段階を終えて、今度はプロジェクトが立ち上がって実際にプロジェクトが動いていく段階になりますので、そこはモニタリングをしていくと。我々が監視をしていくというメカニズムを入れていきます。ですから、文書の上で書かれていたことがほんとうにプロジェクトが進む上で守られているかどうか、あるいは住民移転計画も情報公開をして、関係者がすべて合意した計画に基

づいて住民が移転していつているかどうか、あるいは移転した先で生計回復手段とか、移転地とか、事前に与えられた情報が守られているかどうか、そういったことはすべてモニタリングの対象にして、それをJICAとしてもフォローアップをします。その内容については公開もするというのを今回のガイドラインで盛り込んでいます。

ですから、ともすると、審査の段階ではちゃんとやりますと。ところが、それが実施に何年か経って全然違うじゃないかということが全くなかったとは言えませんので、そこは審査をやったときに合意されたことがきちんと遵守されているかどうか、守られているかどうかということについては引き続きモニタリングしていきます。ですから、準備と審査と実施のところでのモニタリングというのが今度のガイドラインの一連の流れですべて盛り込まれるような形になっています。

○一般参加者（清家） それは今度、JBICが今までやってきた円借款の部分での相手国政府がこういったものやっていくということもすべてこのガイドラインの中に入り込んでくると。つまり、それは向こうからいわゆるプロポーザルなりが来たら、いわゆる環境社会配慮助言委員会がそれをちゃんと審査するという形になるわけですね。

○JICA（岡崎） カテゴリーA案件についてはそうです。そうなります。環境社会配慮助言委員会は、従来は旧JICAにおいてはJICAが協力準備をする準備の段階でアドバイスをしていたわけですね。ところが、準備が終わったらJICAの手を離れてしまうわけです。今度は、名前は変わりましたが、準備をした段階と審査をする段階とモニタリングをする段階と3つ、3段階にわたって委員会とJICAとの間でやりとりを入れることにしました。ですから、準備の段階でいろいろいただいたご意見が審査の段階でいただいたご意見を反映されているかどうか、100%反映できるかどうかわかりませんが、それについてはJICAとしてこう考えますと、従来であれば、そこでどんなご意見があったとしても、例えば円借款であればJICAではない、同じ日本の機関であってもJBICの問題になってしまいますから、これはJICAの審査会の手の届かないところにあったわけですね。ですが、それはもう1つの新JICAの中に入ります。

それから、プロジェクトが立ち上がって、モニタリングの段階でも、過去に準備段階、審査段階で助言委員会との間でやりとりのあったプロジェクトについてはモニタリングの結果を報告することにしました。

○一般参加者（山崎） とても低レベルなことですけど、オフレコで、これはマル政だからこれ以上は言えないとか、そこでもうそれ以上話は進まないみたいなことが以前よくあ

ったんですけれども、それ以上はJICAはかかわれない、その決定に対して。意見はあるけれども、政策決定者がそこで何かを言うならもうそこでみたいなことですけど、このガイドラインはどこまでの効力、審査部はどこまでの効力を持つんでしょうか。

○JICA（岡崎） 何かアクションをとるためには、その前提になるお互いの了解が必要ですね。そのお互いの了解については、例えば環境社会配慮の点に関していえば、こういうことは守りますということでお互いが合意をしたものがあるわけです。それを守れなかった場合には、それは当然それに対して我々はアクションを起こしますし、そのアクションに対して相手国側が我々が言ったことに対して、例えばガイドラインで求めていることが満たされていない、あるいは環境レビューの段階で正しい情報が提供されていないとか、あるいはモニタリングをしていく上でこういうことは守っていかねばならないということをお互いが合意したこと、これらについて明確に相手側が違反をしていけば、これはJICAとしてはプロジェクトに対する協力の停止とか、それから、例えば円借款であれば貸付金の返済とか、そういったことでアクションをとります。それがJICAとしてできることです。

○一般参加者（山崎） 政権が変わったりとか、政治のリーダーが変わったりとか、違反とは言えない、政策が変わるとか、方針が変わるとか、美しく言えばそうだけれども、実際には力を持った人の横やりでこのガイドラインが無視されるということも現実が多々あると思うんですけど、それは無視という形ではなく、正当な、政策が変わったとかという言い方になるかとは思うんですけど。

○JICA（岡崎） 当事者間での合意が無視されたり明確な違反があれば、それは我々としてはアクションをとるということは申し上げます。

○一般参加者（山崎） そこまでの効力を持つガイドラインであると。

○JICA（岡崎） はい。それは具体的には、例えば12ページの2の8の1の3の部分ですが、JICAは相手国等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、合意文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力をするということで、先ほど私が何回か繰り返し申し上げている当事者間の合意というのは、まさにそこに書き物として残っていないと意味がないので、ここでいう合意文書のことなんですけれども、この合意文書に書かれたことがもし守られていなければ、例えば3つ目のポツの最後の部分に、合意文書に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトの変更、変更というのは何かというと、貸付の停止、期限前償還、まだ返済の期限が来ていないのに貸付金を

全部返せというアクションを求めることがあるということを書いています。ですから、もちろんこれは金銭の貸し借りとかなんかと同じで、1日おくれたら即全部返せということではないんですけれども、何回か我々のほうから要求してもそれを相手国が聞き耳持たないとか、改善がないという場合には、合意文書に書いてあることの違反であれば、それに基づいてこういうアクションをとることがあり得るということになります。

○一般参加者（清家） どのケースも難しいとは思いますが、例えば僕たちのカウンターパートのバングラデシュであったケースですけれども、例えばいわゆるインフラというのが一番難しいと思うんですね。その場合、ハッ場のケースもそうですけど、利害関係がいろいろあって、賛成の人もあって反対の人もあるという、ある意味で拮抗しているような場合、ステークホルダーの参加をこのガイドラインでは求めておられますけど、いわゆる政府の息のかかったステークホルダーであったり、この人が住民代表なんだというようなステークホルダーであったりとかした場合に、それが相手国政府の意向で押し切れちゃうということもあり得るわけですよ。ただ、バングラデシュの場合でいうと、アウトカーストの人たちのような人たちがそこにおいて、実際には彼らは反対であったにもかかわらず、やっぱり押し切れちゃったと。そういうふうなケース、JICAさんにとっても一番難しいケースであろうと思うし、そうならないようにというふうに思うので、そういったところのいわゆる回避みたいなものはどういったところで担保されるのかなというちょっと素朴な疑問なんですけど。

○JICA（岡崎） 我々の立場からすれば、ガイドラインに基づいてすべての手続が行われていけばなかなかノーとは言えません。ガイドライン上の瑕疵がない、要するにその先に見えるものが見えないわけですから、かつ手続上は問題がないと。そうすると、ガイドラインではすべてそれを満たしているということになってしまいます。その場合に、1つは制度としては異議申立手続で担保しているということが我々の答になります。ただ、そういう国ではそもそもそんなことができないだろうということもよく言われるんですね。一応、異議申立手続では代理人、これはNGOの方でもいいんですが、ご本人が何らかの理由で前面に出ることで不利益を被るような場合には代理人による訴えも認めています。

○一般参加者（清家） いわゆる日本のNGOが代理人になるということもできるんですか。

○JICA（岡崎） 我々から見て、そのNGOの方が本来訴えを起こしたいけれども、起こせない人からきちんとした授權を受けているということが証明されれば結構です。

○一般参加者（山崎） 別のことでですけど、5年ごとにこのガイドラインがつくられる。これまでの教訓をベースにして改善があるということと、世界的な潮流が変わってきている、パラダイムが変わってくる。それから、時の政権の政策が変わってくるとか、いろいろな要因があると思うんですけども、その場合にこれを運用する場合にただ文言を見てやっているというよりも、特に今の政権の環境に対する政策がどうであるとか、特に今は気候変動であるとか、生物多様性であるとか、水の問題がとても大きいですね。そういった問題に対して日本の政府がどういう姿勢で世界の中で役割を果たしていこうかという大きな意思判断の中でこのガイドラインがある。いろんな案件を形成され、実施されるときに、このガイドラインだけを見てやっていらっしゃるわけではないとすると、実際に案件形成の場合に何と何とを照らしてこういう案件がふさわしいであろうというふうにつくられるのか。要するにこのガイドラインの位置づけですね、皆さんがお仕事をなさる上での。これは重要なことをつくっていくときの審査的なこれをちゃんとやっているかどうかというチェックしていくことであって、これでもってつくっていくものではない、積極的につくっていくものに対してこれがしっかり対応できているかということがポイントになってくると思うんです。

○JICA（岡崎） 我々の立場からすると、審査部という立場でこのガイドラインを我々の仕事の指針として使っていくわけですが、また、当然JICAのすべての職員が審査部の判断を待たずとも、このガイドラインに書かれていることを理解して仕事をしていくわけですが、ここに書かれていることは環境や社会に対して与える影響を極力回避すると。あるいは、あったとしても、それを極力小さなものにしていくと。そのためのチェックのツールとしてこのガイドラインがあります。

言ってみれば、これからの開発協力において絶対に守らなくてはいけないことがここに書かれているわけですね。それに対して、今まさに山崎さんがおっしゃったような、より環境にもっと積極的に働きかけていくものをどうやっていくのかというのは、これは言ってみれば、審査部の役割というのがディフェンシティブな防御的な役割であるのに対して、より積極的に新しいプロジェクトをやっていこうということはここでは特に規定はしていません。そういったものをやっていこうということは、そういうプロジェクトをやっていきましょうということは書いてありますが、それをやっていくための何かメルクマールみたいなことはここには何も書いてありません。少なくともこういったものは今後開発途上国でプロジェクトを行う場合には必ずやらなくちゃいけないものとして書いてあります。

それは私は今の世の中では日本の政権がどう変わろうが、例えばかつてであれば政府との間だけの協議で物事が決まっていた時代もあったと思うんですけども、今やステークホルダーを巻き込みましょうとか、それから、情報公開をしていきましょうとか、ここで書かれていることは、今後の開発協力を進めていく上では最低限守っていただかなくちゃいけない部分を書いてあるとご理解いただいた方がいいと思います。

○一般参加者（山崎） 素朴に具体的な案件が何かとか、その後、有償や無償でどういう事業が展開されるかわからないところであるので何とも言えないんですが、住民移転とか先住民の移転問題とかというふうに書かれていると、これまでの80年代、90年代はそれはとても大きい問題でしたけれども、これからは大規模開発で流域にダムをつくって大きな住民移転とかということではなく、もうダムが限界とかというのはもう教訓的にわかってきていて、ソーラーだとか別の技術開発が進んでいて、もう自然を破壊するような形で開発が進むという方向ではなく、むしろ自然を取り戻していくほうにお金を使っていくという方向にあるにもかかわらず、移転だとか住民の異議申し立てとかというのがとてもある。逆に、もう一度農業の復権であるとか、自然を回復させるところに援助していくことがあまり見られない。逆に、移転だとかといったら、また道路をつくったり、ダムをつくったりということが頭の前提にあるのかなというふうに思ってしまうガイドライン。

○JICA（岡崎） そういう面は否めないと思います。ただ、確かに、今の日本の経済協力においても気候変動問題はおそらく一番の問題だと思うんですよ。それに対してJICAとしてもいろいろな形で協力をしていますし、例えば円借款の事業でも風力発電をやったり、あるいは無償資金協力で太陽光発電をやったりということは積極的にやっています。ただ、いかんせん、そういったもので生み出されるエネルギーというのは非常に少ないんです、まだ。途上国の発展に必要なエネルギーを満たすだけの需要を賄えるシェアにはほど遠いんですね。どうしてもやはり経済発展をしていこうという国はそういったものを作る一方で、やはり火力発電所や、水力発電所を建設しています。あるいは道路を作ったり、経済発展に必要なものは道路を作ったりしています。そういったプロジェクトをやめるというわけにはなかなかいかない。なかなかいかないけれども、やる以上はここに書いてあることは、そういったプロジェクトに対する協力を求めるのであれば、JICAとしてはここに書いてあることは守っていただかないと困りますということでこれが書いてあります。

○一般参加者（山崎） 世界的に転換期にあって、特に日本だけではなく、ほかの国も政

権が変わって新たな時代に踏み出している。日本もまさに踏み出していて、だけど、このガイドラインづくりはこれから出るんだけど、2006年からですか、作業が進められているので……。

○一般参加者（清家） 2003年から。

○一般参加者（山崎） 今お答えになったとおり、急に変わらない。こんなに変わるとは思えない中でつくられてきて、現実はずっとハイスピードで変わっていて、追いついていないんじゃないかみたいな気もするんです。それはもう積み上げてきているので、30回もミーティングを持ってこられたことに対しては敬意を表しますが、社会のスピードに合っていないかもしれない。新たなことにアファーマティブ・アクションというんですか、あまり読み取れないんじゃないかという感じですよ。

○JICA（岡崎） 対象がこれまでの協力を前提にしている面はありますので、そういった指摘も当たるかと思いますが、例えばニューアブルエナジーの世界でも、最近我々が審査した案件はエジプトの風力発電所の案件があります。日本ですと、例えば横浜の山下公園から見ると大きな羽根が1台だけ回っていますけれども、エジプトの風力発電所なんかに行くと200も300も羽根が回っているんですね。そうすると、例えば電磁波の問題ですとか、渡り鳥への影響の問題ですとか、最も近い住民への影響があるのかないのかとか、結局そういったことというのは対象は確かに先進的な技術の分野であっても、配慮しなくちゃいけない項目というものは同じなんですね。要するに近隣住民への影響をどう考えるのか、それから、自然環境でいえば、渡り鳥の飛来の妨げにならないかどうかとか、そういったものは対象の分野が新しいものであってもやっぱり環境や住民に与える影響をきちんとチェックしていくということは必要だと思うんです。

それから、確かにダムの見直しというのもございました。ございましたが、今ダムが全く新しいプロジェクトとして行われていないかということ、むしろ化石燃料を全く使わないということでダムの見直しということも一方では議論されています。ですが、やっぱりダムではさんざん我々も含めて痛い目に遭ってきた分野ですよ。そうすると、そういうプロジェクトを今後取り上げる上ではやはりきちんと審査をしていかななくちゃいけない。そのための指針になるものは必要だし、求められているものの範囲が広がれば、それを含めて内容を見直していかななくちゃいけないとご理解いただきたいと思います。

気候変動問題に関していえば、直接的にリニューアブルエナジーのプロジェクトを取り上げる面と、それから、途上国の気候変動に対する政策を後押しするという形でJICA

として協力をしています。そういったものは、ただ、例えばリニューアブルエナジーでプロジェクトをやる場合に環境社会配慮が必要だというのは先ほどエジプトのケースで申し上げましたけれども、環境社会配慮の観点からいくと、例えば政策を後押しするといっても、途上国での植林とか森林の案件とか、こういったものもやっぱり生態系の問題への配慮ですとか、それから、先住民族の問題とか、あるいは木の伐採で生活している人たちの生活をどうするのかとか、いろんな問題があるんですよね。そういったものはどういうプロジェクトを行うんであれ、環境や社会、人間への影響を極力回避すると、最小化すると。そのための指針というのは必要だろうという判断です。

○一般参加者（清家） これ、それこそダムとかで痛い目に遭っているということで、もともとこれがなかったんですよ。だから、これがなかったのでNGOの人たちがとにかく一緒に集まってJICAさんとこのガイドラインをつくったんですね。それが旧ガイドラインで、それができたから、ある意味でそれに照らし合わせて今までのようなむちゃくちゃないいわゆる開発計画みたいなものを抑え込んでいたという節があって、これをつくっておかないととにかくまたやりたい放題になっちゃう。

それと、さっき1号案件だけですってことを言ったときに、結局1号案件に関していえば、NGOがまだ入ってっていない部分なんですって。だから、いわゆるコンサルがほとんどそれを握って、いろいろな文書を書くのも書類のところから大変なんでしょうけれども、やっぱりプロジェクト案件形成とか、そういった部分をもっともっとNGOがほんとうは力をつけて入って行って、そして、いい案件形成をNGOが持ってくるようなやり方をもっとしていかないと、そういう意味ではほかの、いわゆる相手国からの要請であったり、それから、コンサルがばっと入ってきて今までのようなものをば一つつくっていかうと。だから、これをきちんとつくって、このガイドラインに審査部がちゃんと合っているかどうかということチェックが入らないとやりたい放題になっちゃうということだから、最初に2003年につくったときに5年をめぐるということをちゃんと明示してあったから、それでJBICとのちょうど統合ということによかったというふうには思うので、ただ、僕がさっきから言っているように、書きぶりが後退したようにならないようにお願いしますねということです。

○JICA（岡崎） 先ほど山崎さんが先住民族の話もされましたけれども、確かに先住民族の問題が新しい問題じゃないことは事実なんですけれども、我々が今回これを取り上げたのは、やっぱり国連で先住民族の権利が合意されましたんですよね。ああいったものが

世界的に合意されて、国連に加盟している国が署名してくれば、結局、公的な機関というのはそういったものを配慮の項目に入れていこうということになります。ですから、5年前に西井さんや清家さんたちと一緒に議論したときには、先住民族の問題というのはあったことはあったかもしれませんが、じゃ、国際的に見て、例えば今の国連のレベルでの合意とか、そういうところにまではなかったのが文句としては入っていなかったんですね。ですが、それを今回入れたという面があります。

それから、今日はさらっと申し上げましたけれども、例えば労働環境なんかこれは最近の流れで、今までは児童労働の問題とか、それからあと、工事現場の安全の問題とか、そういったものは我々も見てきましたけれども、最近はプロジェクトが行われるところで働く人の労働環境の確認とか、そういったものも今度のガイドラインでは盛り込みました。この辺はここ5年の間にできてきた論点なんですね。そういったものを取り入れたということです。

○一般参加者（山崎） ほかに旧ガイドラインと変わったこと、進展したことは何ですか。

○JICA（岡崎） まず、配慮すべき項目という観点からいいますと、1つは、基本的な考え方として開発途上国の基準を遵守ということだけを求めているガイドラインに対して、国際的な基準を導入したということが1点、これは資料にも書いてございます。それから、労働環境を項目として追加した。それから、生態系、生物相についても明示したというのがございます。

それから、情報公開の観点で申し上げますと、従来は、これはカテゴリーAの案件ですけども、EIAだけが公開の対象でございましたが、住民移転計画と先住民族計画、これはいずれもそういったものが必要なプロジェクトの場合ですけども、これらについては公開の対象にしております。

それと、あとは、仕事のやり方としては調査、審査、モニタリングの段階までを1つの流れとしてガイドラインに規定し、かつそれぞれの段階で環境社会配慮助言委員会の関与を設けたといったところかと思います。

○一般参加者（清家） 済みません、最後に、実はこのパブリックヒアリング、僕、メールが回ってきたのが関西NGO協議会のメーリングリストで僕はそれをたまたま見たんです。それを見て名古屋NGOセンターのほうに問い合わせをして、名古屋でこのパブリックヒアリングがあるから、うちの名古屋NGOセンターのほうの事務局は聞いているかというふうに言ったら、いや、聞いていないと。じゃ、僕に来たメールをちょっと回すわと

いって回してもらって、それで、西井さんと山崎さんが参加してくださると。僕も参加するということになったんですけど、これ、明日、大阪ですよ、たしか。関西ではば一つと関西NGO協議会を通してざーっと加盟団体のほうに流れているんですけど、せっかくこれをここでやって、関心のあるNGOだけじゃなくて、例えば大学生なんかとか、いわゆる一般の方、時間的にはあれなんでしょうけど、学生さんなんかはやっぱりこういったことを聞いて学ぶということも必要だと思うし、ほんとうはたくさんいたほうがJICAさんとしてもパブリックという意味ではよかったと思うので、なぜ、どこで情報がとまっちゃったのか。ひょっとしてJICA中部さんのほうでもう抑えてしまっていたのか。JICA中部さんから名古屋NGOセンターのほうには連絡がなかったんです、この件に関して。なぜなかったのかというのがわからないんですよ。とにかく、これ、あったのといって今週も聞いたんです。そうしたら、JICA中部さんのほうからはなかったと。つまり、ここがひょっとして場所貸しだけしているかのような、そういう縦割りになっちゃってそういうふうな問題になっているのか。せっかくこういうのをやるんだったら、やっぱりできるだけ広く名古屋の人たちにも参加してもらいたいと思うので、それこそパブリックコメントであったりパブリックヒアリングであったりとか、パブリックになるだろうと思うので、ぜひなぜそういう情報が名古屋から回ってこなかったのか、僕は関西から回ってきたので、たまたま今日は3人そろったのでよかったんですけど、それ、ちょっと何なのか、後で調べていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○JICA（杉本） 申しわけございません。我々としても国内事業部など、いろいろとJICA内部でもどのようなネットワークがあるかということヒアリングして、できる限りいろんな媒体を使って情報としては流させていただくように努力はしたつもりではあったんですけども、もし結果的に何か行き渡らなかったということがあればそこは大変申しわけございません。次回同じようなことがあれば、そこはもう十分注意して行っていきたいと思えます。

○一般参加者（清家） ぜひ名古屋NGOセンターに流してやってください、加盟団体が多いので。

○JICA（岡崎） よろしいですか。

いろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。冒頭に申し上げましたとおり、今日ここで何かガイドラインを改定するとか、そういうことではなくて、むしろ改定の内容とその背景にある考え方についてご説明をさせていただいた上で、私どものホー

ムページのトップにこのコメントの募集のリンクが張っておりますので、そちらで具体的な醜聞でも結構ですし、もう少し大所高所からのご意見でも結構でございますので、ぜひご意見を寄せていただきたいと思います。いただいたご意見は次回の有識者委員会の場ですべて報告をさせていただきます。まず、有識者の皆様にその採否についてご議論をいただいて、最終的にはJICAとして意思決定をした上で、今度は実際にこのガイドラインに基づいてプロジェクトを準備し、かつ環境社会配慮の主体となる開発途上国政府、政府機関への説明ということを年度一杯をかけて行う予定にしております。引き続きよろしくお願いたします。どうも今日はありがとうございました。

○一般参加者（清家） 今日の意見は反映されますか。書かないとだめですか。

○JICA（岡崎） できればコメントをいただければありがたいと思います。今日は内容をご説明した場なので、できればコメントをいただければと思いますけど、ただ、記録を作りますので、ここで出た意見は意見として、議事録を残して発表しますから、この場でいただいたご意見ということで承ります。

○一般参加者（清家） よろしくお願いたします。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会